

会 員 各 位

(公社) 長野県宅地建物取引業協会

長野支部長 市川 昇
情報提供委員長 宇都宮 茂夫

教職員への住宅あっ旋について (依頼)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、長野支部では、今年も長野市立学校に勤務される教職員の方を対象とした、民間賃貸住宅へのあっ旋について、円滑に遂行するために協力体制を整えるとともに、積極的にご協力いただける「協力店」の募集を行います。

つきましては、「協力店」への登録を希望される方は、下記の業務内容・あっ旋条件を十分ご理解のうえ、申込書によりお申込み（登録）ください。

敬具

記

【協力店の業務】

- ・ 本事業への参加を希望する会員は、以下あっ旋条件を熟知のうえ、協力店名簿への登録を宅建協会長野支部へ依頼すること。（最低年 1 回、更新を行うこと。）
- ・ 長野市立学校に勤務する教職員で民間賃貸住宅のあっ旋希望者と賃貸借契約を締結のうえ、賃貸住宅を提供すること。

【あっ旋条件】

- ・ 礼金は 0 ヶ月、敷金は 3 ヶ月、仲介手数料 1 ヶ月を上限とすること。
- ・ 住宅の提供は年間を通して行うが、特に 3 月に提供する住宅は、入居申込から決定までの期間が 2 週間程度であることを承知していること。
- ・ 土、日営業（対応）を基本とすること。
- ・ 通常取引業務において、賃貸仲介業務に精通し、円滑なあっ旋ができること。
- ・ あっ旋希望者には誠意を持って対応し、仲介業者としての賃貸借契約締結への努力をすること。
- ・ 宅地建物取引業法及び関係法規に関し、一切違反をしないこと。
- ・ 倫理綱領・倫理規程を遵守すること。

【申 込 方 法】 申込書により FAX にてお申込みください。

長野支部事務局 FAX 026-228-2120

【締 切 り】 令和 4 年 2 月 1 0 日 (木) 厳守

※ 詳細は、協力店名簿作成後、「協力店」の皆様にお知らせいたします。